

既存住宅流通・リフォーム推進事業の補助終了のお知らせ【重要】

平成23年9月29日発行(全1枚)

予算の制約により、契約締結の期限を下記の通りとし、補助を終了します。

1. 対象住宅の請負契約書等の契約締結期限について

**対象住宅の請負契約および売買契約の契約締結期限を
平成23年10月6日(木)までに契約締結したものとします**

リフォーム工事の請負契約及び住宅の売買契約の双方を
平成23年10月31日までに締結したもののから

平成23年10月6日(木)までに

締結したものへ変更になりました。

「リフォーム工事の請負契約を締結した日又は住宅の売買契約を締結した日のいずれか遅い方の日から1週間以内」に、
交付申請を行ってください。

2. 交付申請の提出期限について

**契約締結期限の変更により、交付申請の提出期限が
平成23年10月13日(木)必着までに変更になります**

交付申請の最終締切は、平成23年11月7日必着から

平成23年10月13日(木)必着 へ変更になりました。

※保険法人から発行される書類が未着の場合は、**保険契約の申込書の写し**
を添付することで代替してください。

3. 実績報告の提出期限について

実績報告の提出期限に変更はありません

- ・第1回期限日:平成23年9月30日(金)(必着)
- ・第2回期限日:平成23年10月31日(月)(必着)
- ・第3回期限日:平成23年11月30日(水)(必着)
- ・第4回期限日:平成23年12月20日(火)(必着)
- ・第5回期限日:平成24年1月20日(金)(必着)
- ・最終期限日:平成24年2月15日(水)(必着)

<問い合わせ先> 一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会

【電話番号】03-3580-0180 または、03-5911-7801(AM9:30~PM5:00(土日休日を除く))